

令和2年度岩手県社会福祉事業団事業計画

<法人を取り巻く課題>

○ 利用者の人権擁護とサービスの質の向上

施設等福祉サービス提供事業所は、虐待が発生しやすい環境にあることを自覚し、正規職員、非正規職員はもとより、疎かになりがちな年度途中採用職員や業務委託先の職員に対しても、人権擁護の意識を徹底する必要がある。

また、職員の専門知識や障がい特性に応じた支援スキルの習得による、サービスの質の向上が急務である。

○ 地域福祉の推進

今般、持続可能な社会保障制度の構築に向けて地域包括ケアシステムの推進が示されていることから、事業団職員の支援力を活し、地域ニーズに基づいた福祉サービスの創設や見直しを進めるとともに、県から多様な事業を継続して受託し、福祉需要に即した事業と地域福祉の推進を図って行く必要がある。

令和3年度に「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル東北ブロック」の開催事務局を担当する予定。県や他の社会福祉法人等と連携しながら、準備を推進する必要がある。

○ 人材確保と育成

我が国の人口減少が進み労働人口の不足が課題となっている折、当法人にあっても施設機能維持のため、人材の確保が急務である。人材確保のため、待遇改善、働きやすい職場環境作り等必要な措置を講じていかなければならない。

安心安全で質の高い福祉サービスの提供のためには、豊かな人間性と高い専門性を兼ね備えた人材が必要であり、人材育成に係る3つの制度（教育研修制度、人事考課制度、目標管理制度）を更に連携させながら効率的に運用していく必要がある。

○ 社会福祉法人制度改革への適切な対応

会計監査人との連携による制度改革に対応した決算の実施と会計監査人の各施設往査を通し、より明確な会計処理と効率的な事務処理の徹底を図る必要がある。

公共性の高い法人として、更に「地域における社会貢献活動」を推進していく必要がある。

○ 経営基盤の安定強化

すべての事業所の経営分析結果に基づいた、戦略性の高い経営を推進する必要がある。

長期に事業継続を可能とするための組織体制と給与制度の見直しについて、総合的に検討する必要がある。

自律（自立）経営の強化を目指し、将来、県が所有する施設建物等が法人に譲渡された場合に備え、修繕、建替費用を確保するため、計画的に積立金を積み増ししていく必要がある。

国の「働き方改革関連法」の推進により、事業主にもさまざまな対応が求められている。

○ 計画的な施設整備等

「てしろもりの丘」の開設に向けた諸準備を滞りなく進めるとともに、「中山の園」及び「和光学園」の今後のあり方等を踏まえた施設整備について、引き続き県と協議を重ねる必要がある。

＜法人としての最重要取組み事項＞

1 次期中長期経営基本計画の策定に向けた取組みと事務局組織改編の検討

令和2年度は、現行中長期経営基本計画最終年度となることから、施設、事業所毎に10年間の取組みを総括し、課題として残った事項や新たな環境の変化に対応するために必要な事項を整理して、次期中長期経営基本計画に反映させていく作業を行います。

また、次期中長期経営基本計画の着実な推進が図られるよう、事務局組織改編について検討し、令和3年4月からのスタートを目指します。

2 てしろもりの丘開設に向けた最終準備と開設後の信頼される施設運営

令和2年9月に開設予定のてしろもりの丘について、施設指定申請事務など最終的な手続きを進めるとともに、利用者が安心して引っ越しを行うことができるよう十分な準備を行います。

また、開設後の施設運営がスムーズに行えるよう施設と事務局が連携して取り組みます。

なお、滝沢市に残るみたけの園においても、利用者の生活の場の移動が伴うため同様に取り組みます。

3 日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル東北ブロック開催に向けた取組み

事業団創立50周年を迎える令和3年度に「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル東北ブロック」の開催事務局を担当する予定としており、他ブロックの実施状況を確認するとともに、東北ブロック開催に向けた準備を進めます。

また、法人として文化芸術活動を通じた障がい者の社会参加を推進し、利用者等が地域社会の構成員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう取組みを行います。

4 中山の園の施設整備検討

中山の園は、開設から40年が経過し、建物等の老朽化、利用者の高齢化、介助や通院等の支援増加などの課題が顕著になっており、県が整備の方向性を検討するため設置した「中山の園整備基本構想・基本計画検討委員会」（理事長が委員として参画）及び「同委員会ワーキンググループ」（本部事務局及び中山の園職員がメンバーとして参画）において、今後の施設のあり方、医療・介護との連携、他の民間施設との棲み分け等について事業団としての意見を示し、県が策定する予定の整備基本構想・基本計画に反映されるよう努めます。

＜中長期経営基本計画の重点項目に係る取組み事項＞

I お客様本位の良質かつ適切なサービスの提供

1 人権擁護の徹底

一昨年に発生した利用者虐待事案の教訓を風化させることなく、年2回の虐待防止対応責任者会議を開催し、各施設の取組み状況や課題を共有します。各施設においては、虐待防止委員会を開催し、事例に基づく防止策の検討などを通して、全ての職員の人権尊重と虐待防止の意識が徹底されるよう取り組みます。

また、国における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の見直しの動向に関する情報収集に努めるとともに、福祉サービス提供事業者として不当な差別的な取扱いの禁止を徹底し、合理的配慮の提供を推進します。

2 サービスの質の向上

サービス提供の手引き「手にして未来Ⅱ」に基づいたOJTを徹底するとともに、監事及び事務局による事業所の巡回指導を行い、ケアマネジメント手法の活用とリスクマネジメントを推進し、安心・安全なサービス提供に努めます。

業務改善活動を活用した職員の支援技術向上に向けた取組みを推進するため、事務局が進捗確認会議や発表会を継続して開催します。各施設、事業所においては、職員が利用者支援上必要な専門知識及び支援スキルを習得するための内部研修会を開催するとともに、外部研修にも積極的に職員を派遣します。

提供サービスの点検のため、たばしね学園、好地荘、松山荘、つつじ、やさわの園においては、福祉サービス第三者評価を受審します。

職員提案制度等を利用した業務改善に係る経費などを支援し、職員のチャレンジを後押しするため施設整備等積立金等の利息収入を財源に昨年度創設した「オモイをカタチに」基金の周知と活用を推進します。

3 社会、地域との関係の維持・促進

行き場のない刑務所出所者等の一時的な生活の場として令和2年1月に松山荘敷地内に設置した「自立準備ホーム」について、地域生活定着支援センターと連携し軌道にのせるとともに、新たなホームの設置に向けて検討します。

令和2年9月、盛岡市手代森地区に「てしろもりの丘」（福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所）を開所する予定であり、新たな地域の福祉サービスの拠点として、障がい児者が安心してサービスを受けることができる体制整備を進めます。

障がいがある方の地域での生活を将来に渡って支えていくことができるよう、共同生活事業所「じゃんぷ」及び共同生活事業所「オリザ」においては、

支援エリアが重複している花巻市内での効率的支援体制の構築を検討するとともに、松風園及びやさわの園の利用者の地域移行ニーズ等も踏まえながら、今後の事業展開について継続して検討します。

なお、共同生活事業所「じゃんぷ」においては、サテライトホーム退所者等を対象として自立生活援助事業を開始し、障がいがある方の地域での独り暮らしを支援します。

また、共同生活事業所「みたけの園」においては、新設したグループホーム「松の木ハウス」について、盛岡市、滝沢市の法人内生活介護事業所等の利用ニーズを踏まえながら、日中サービス支援型事業の導入を検討します。

併せて周辺地域のレスパイトニーズへ対応するため短期入所事業を拡充するとともに、滝沢市自立支援協議会と協議を進め、地域生活支援拠点の役割を担えるよう検討します。

4 福祉関係法令への対応

和光学園においては、「新しい社会的養育ビジョン」で施設が求められている小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換について、新たに策定された岩手県社会的養育推進計画に基づき、県担当課と協議を行いながら、課題に対応していきます。

II 地域福祉の推進

1 社会資源としての地域提供

施設設備の提供や研修会への職員派遣等、施設が有する機能を積極的に地域へ提供します。

ライフステージに対応した福祉サービスを確実に提供していくため、窓口となる相談支援事業所に複数の相談支援専門員を配置するなど体制強化を図ります。これにより相談支援従事者研修の受講要件の変更への対応や、各種加算収入の確保に対応します。

児童デイサービスセンター「ぼけっと」においては、移転予定のみたけ学園で担っている朝の通学支援を含めた日中一時支援事業を引き継ぐとともに、新たに児童発達支援事業の開始に向けた検討を行います。

通所介護事業所「みたけの郷デイサービス」においては、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所と連携し、近隣地域の高齢者のサービス利用促進に努めます。一方、基準該当生活介護事業を活用した高齢障がい者の受入れを進め、安定した利用者の確保を図ります。

また、将来の地域ニーズの変化を調査しながら、今後の事業展開、共生型サービスへの移行についても継続して検討を行います。

松山荘拠点の生活介護事業所「そら」においては、入浴設備の充実と老朽化に係る移転を検討します。

就労移行支援事業やジョブコーチ派遣等により、障がい者の就労支援と定着を図ります。

2 福祉需要に即した事業の推進

県委託の「岩手県地域生活定着支援センター」においては、高齢又は障がいにより自立が困難な刑余者や触法障がい者への適切な支援と併せて、事業内容の周知を図る広報活動や研修会を開催するとともに、「地域再犯防止モデル事業」を継続受託し、県内の再犯防止ネットワーク構築を推進します。

岩手県立療育センターにおいては、超重症児の受入れ、障がい児療育拠点、社会リハビリテーション拠点機能の充実に努めます。また、療育相談体制の充実に向け、県委託の「重症心身障がい支援者育成研修」「発達障がい支援者育成研修」「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の円滑な実施と法人内での支援者育成に努めます。

さらに、岩手県保健福祉部策定による「岩手県立療育センター運営推進計画（令和2年3月）」に基づき、指定管理者として安定した経営が図られるよう県と連携して施設運営を進めます。

県委託の「障がい者芸術活動支援センターかだあると」においては、障がい者文化芸術に関する相談支援、人材育成、調査、権利擁護、展示・発表機会の創出等を推進します。県や他法人と連携し、障がい者の作品展示や当事者・支援者を対象とした芸術関連ワークショップを実施することにより、障がい者の創作意欲の醸成や支援者育成の取組みを強化し、県内の障がい者の文化芸術活動の推進に寄与します。

また、令和3年度の「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル東北ブロック開催」の事務局を担い、障がい者の文化芸術活動について広く県内外に発信します。

岩手県立視聴覚障がい者情報センターにおいては、視聴覚障がい者の多様な情報ニーズに応じた各種図書、DVDの貸出、製作、収集等のほか、必要な人材の育成等によってコミュニケーション支援の向上に努めます。

岩手県立児童館いわて子どもの森においては、子どもたちが楽しさや感動を体験できる遊びの展開によって、豊かな情操につながる支援を行うほか、県内の児童健全育成活動の推進を図るため、放課後児童クラブ等の職員に向けた研修会等を開催します。

3 地域とのコミュニケーション

ホームページ等を活用し地域住民への情報発信を行うとともに、運営協議会等により、地域住民や関係団体等の意見を収集し運営に反映させるなど、地域に密着した施設運営に努めます。

令和2年9月、「てしろもりの丘」を開所する予定としていることから、運

営協議会を新設し、地域住民からの意見をいただきながら、積極的に交流し良好な関係づくりを行います。

また、各施設、事業所の所在地域における自立支援協議会へ参画し、関係諸団体との連携を図るとともに、必要な提言を行い、地域福祉の推進に寄与します。

Ⅲ 人材確保・育成と働きがいのある職場づくり

1 人材の確保

新採用職員の確保に向け、社会福祉事業団及び社会福祉の職場への理解を進めるため、ホームページでの採用情報の充実や就職情報サイトの活用、専用パンフレットの更新など情報発信を強化します。

また、昨年度に引き続き、大学や養成学校、関係団体への訪問と実習生、インターンシップの受入れにより、福祉人材確保に向けた連携の強化を図ります。

障がい福祉サービスにおける「福祉・介護職員処遇改善加算」や児童養護施設における「社会的養護処遇改善加算」に加え、新たに「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の取得等による専門職員の待遇改善を行います。

また、上記加算要件でもある非正規職員から正規職員への雇用切換えに係る要綱等を整備します。

採用内定者が事業団への理解を深め、安心して入職できるよう、採用決定時期に合わせた集合研修と施設、事業所における実地研修、業務改善活動発表会の参観や3月には内定者全員を対象とした研修会を行います。

また、定期的に人材育成室通信を発行し、切れ目のないフォローに努めます。

2 人材の育成

「人材育成室」と各事業所が連携し、新採用職員へのフォローアップ体制の充実を図るとともに、豊かな人間性と高い専門性を兼ね備えた職員を育成する個别人材育成計画を推進します。

人材育成3制度検証検討委員会において人事考課制度、目標管理制度、教育研修制度の一体的な見直し、及び本部所管研修の見直しを行い、令和3年度からの運用開始を目指します。

将来の法人・施設の経営を担う幹部職員の養成を進め、先進社会福祉法人の経営を学ぶ派遣研修を継続して実施します。

3 働きやすい職場づくりの促進

「働き方改革関連法」の施行に伴う年次有給休暇の確実な取得のほか、業務改善やノー残業デイの徹底により、時間外労働の削減に努め、ワークライフバランスの実現を目指します。

職員間の日常的なコミュニケーションを図り、風通しのよい職場作りを促進

するとともに、研修等を通じコンプライアンス意識の徹底とハラスメントの防止に努めます。

また、職員のメンタルヘルス対策として、ラインケア、セルフケアの研修の実施と併せて職員へのストレスチェック制度を実施するとともに保健師による健康相談の充実を図ります。

定期健康診断、感染症対策等に加え、受動喫煙防止対策、過重労働対策の推進に取り組み、職員の健康増進に努めます。

福祉施設で多い労働災害（転倒災害、腰痛など）を防止するなど労働安全衛生対策に努めます。

IV 信頼される組織運営と経営基盤の安定・強化

1 社会福祉法人制度改革

社会福祉法人制度改革において社会福祉法人に求められている、経営組織の強化、運営の透明性及び財務規律の確立等について、改正社会福祉法の趣旨に沿って適切に対応します。

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取組を実施する責務」を果たすため、県社協による「I W A T E・あんしんサポート事業」への登録相談員の増加と事業への積極的な参加を進めるとともに、障がい者芸術に係る普及活動と併せて地域住民と施設・グループホーム入所者との交流の機会を設けるほか、相談会や茶話会などを同時に開催することにより各地域の潜在的なニーズへの対応を行います。

また、各施設・事業所においても地域のニーズに応じた公益的な取組等の活動を積極的に進めます。

2 経営基盤の安定強化

長期に法人の事業継続を可能とするための給与制度等の見直しについて、事務局が中心となり総合的に検討を開始します。

特に新たな事務局組織について、令和3年4月からスタートできるよう検討します。

経営改善を進めるため、経営分析の知識を習得するための学習会等を開催するとともに、会計業務に係るスキルの向上のための研修を実施します。

施設・事業所ごとのサービス利用状況や財務状況の明確化、月次試算表の活用等によって、タイムリーな現状把握による経営分析を行うとともに、全事業所において収支改善の取組みを進めます。中でも、法人全体で分析結果の共有と課題解決に向けた協議を行う経営会議を開催するほか、各施設等を訪問して分析・協議を深める経営ヒアリングを行います。

県が設置した「中山の園整備基本構想・基本計画検討委員会」に参画し、障がいの重度化や高齢化に対応した施設形態や規模など、高齢障がい者に配慮し

た施設整備となるよう、具体的な方向性について意見を示しながら協議を進めます。

その他、老朽化施設（たばしね学園、松風園、好地荘等）の大規模修繕についても、県との協議を継続するとともに、将来必要な修繕、建替費用を確保できるように、適切な経営が可能な範囲内で計画的に積立を行います。

3 コンプライアンスの徹底

会計監査人との連携による社会福祉法人制度改革に対応した決算を実施するとともに、会計監査人の往査を通し、より明確で透明性を確保した会計処理と効率的な事務処理の徹底を図ります。

コンプライアンス意識の徹底と監査体制の強化を進め、職員個々の気づきと相互牽制により不祥事の根絶を図ります。預り金着服事案を風化させないため採用間もない職員も含め、全職員に適切な管理を徹底します。

法人内部での事務指導・監査による課題の発見と改善に向けた取組みを進め、PDCAサイクルによる業務の見直しと最適化を進めます。また、庶務業務のリスク管理を徹底し、事故防止に努めます。

職場におけるパワーハラスメント対策の義務化への対応を行います。

「働き方改革関連法」の一環である「改正パートタイム・有期雇用労働法」に適切に対応します。

4 災害発生時の体制整備と災害協力の推進

今般、既存の防災関連計画、要綱等を整理包括した上位計画として、新たに策定した「岩手県社会福祉事業団災害対策基本計画」に基づき施設、事業所単位での創意工夫した日頃の防災訓練を実施するとともに、防災担当者会議を有効に機能させながら、法人全体での大規模災害訓練を継続して行います。

また、事業継続計画（BCP）について、策定した施設等計画モデルに基づいて、各施設及び法人本部の事業継続計画（BCP）を見直し、災害発生に備えた防災意識の向上を図ります。

さらに日頃から地域住民や他の社会福祉法人との連携体制の構築に努めるとともに、関係市町村と連携し、福祉避難所としての役割発揮等、近隣地域の防災体制の確立への協力を進めます。